

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 81 号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和 34 年岩手県規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（指定居宅支援事業者の指定）</u></p> <p><u>第 7 条 省令第 11 条から第 11 条の 3 までに規定する申請書は、指定居宅支援事業者指定申請書（様式第 8 号）によらなければならない。</u></p> <p><u>（変更等の届出）</u></p> <p><u>第 8 条 省令第 11 条の 4 第 1 項の規定による届出は、指定居宅支援事業者変更届（様式第 9 号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 省令第 11 条の 4 第 3 項の規定による届出は、指定居宅支援事業廃止（休止、再開）届（様式第 10 号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>（更生医療機関の指定申請書等）</u></p> <p><u>第 12 条 省令第 13 条の 3 第 1 項及び第 13 条の 5 に規定する申請書は、医療機関指定（担当医療変更承認）申請書（様式第 14 号）によらなければならない。</u></p> <p><u>2 省令第 13 条の 3 第 2 項及び第 3 項に規定する申請書は、医療機関指定申請書（様式第 15 号、様式第 16 号）によらなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、法第 19 条の 2 第 1 項の規定による医療機関の指定を行ったときは、当該医療機関の名称、所在地及び当該医療機関が病院又は診療所であるときはその担当すべき医療の種類、当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地並びに指定した年月日を告示するものとする。</u></p> <p><u>4 知事は、政令第 22 条第 2 項の規定による承認を行ったときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>（指定医療機関の名称等の変更等の届出）</u></p> <p><u>第 13 条 省令第 13 条の 6 第 1 号の規定による届出は、指定医療機関名称等変更届（様式第 17 号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定により指定医療機関の名称又は所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、その名称若しくは所在地又は当該指定に係る訪問看護ステーシ</u></p>	<p><u>第 7 条及び第 8 条 削除</u></p>

ョン等の名称若しくは所在地)の変更の届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

3 省令第 13 条の 6 第 2 号の規定による届出は、指定医療機関休止（廃止、再開）届（様式第 18 号）により行わなければならない。

（指定医療機関の指定の辞退の申出等）

第 14 条 政令第 24 条の規定による申出は、指定医療機関指定辞退申出書（様式第 19 号）により行わなければならない。

2 知事は、前項の規定による指定の辞退の申出があったときは、その旨及び予告期間終了の年月日を告示するものとする。

（取消しの告示）

第 15 条 知事は、法第 19 条の 2 第 4 項の規定により医療機関の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（身体障害者居宅生活支援事業等の開始等の届出）

第 16 条 法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業等開始（変更）届（様式第 20 号）により行わなければならない。

（身体障害者居宅生活支援事業等の廃止等の届出）

第 17 条 法第 26 条第 3 項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届（様式第 21 号）により行わなければならない。

様式第 4 号（第 4 条関係）

[略]

身体障害者居住地（氏名）変更届

年 月 日に居住地（氏名）変更したので、
身体障害者福祉法施行令第 4 条第 2 項（第 4 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第 5 号（第 5 条関係）

[略]

身体障害者手帳再交付申請書

身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第 4 号（第 4 条関係）

[略]

身体障害者居住地（氏名）変更届

年 月 日に居住地（氏名）変更したので、
身体障害者福祉法施行令第 9 条第 2 項（第 4 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第 5 号（第 5 条関係）

[略]

身体障害者手帳再交付申請書

身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 8 号から様式第 10 号までを次のように改める。

様式第 8 号から様式第 10 号まで削除

改正前	改正後				
<p>様式第 11 号 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: right;"> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受付番号</td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 </p> <p><u>岩手県知事 様</u></p> <p>[略]</p>	受付番号		<p>様式第 11 号 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: right;"> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受付番号</td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 </p> <p><u>岩手県知事 様</u></p> <p><u>(県南広域振興局長)</u></p> <p>[略]</p>	受付番号	
受付番号					
受付番号					
<p>様式第 12 号 (第 10 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>岩手県知事 様</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第 12 号 (第 10 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>岩手県知事 様</u></p> <p><u>(県南広域振興局長)</u></p> <p>[略]</p>				
<p>様式第 13 号 (第 11 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>岩手県知事 様</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第 13 号 (第 11 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>岩手県知事 様</u></p> <p><u>(県南広域振興局長)</u></p> <p>[略]</p>				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					

様式第 14 号から様式第 21 号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。